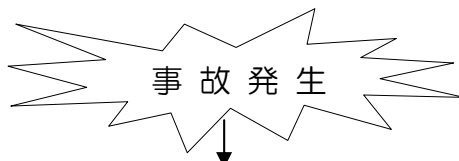


<学研災付帯賠償責任保険金請求手続き>

「学研災付帯賠償責任保険のしおり」をよく読んで上で保険金の請求をしてください。



事故通知

ただちに電話で、東京海上火災保険（0120-868-066）に下記の事項について報告すること。

- ・自分の氏名、年齢、岡山大学生であること
- ・事故発生日・時刻
- ・事故発生場所
- ・事項の原因
- ・被害（傷害・損壊等）の程度
- ・被害者がいる場合、その氏名等

※1 賠償金は、被害者の過失割合や他の者の責任割合等を勘案して決定されます。示談交渉は、加害者である本人が行わなくてはなりません。賠償事故は一般的に加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談に際しては事前に保険会社と十分に相談し、その指示に従ってください。

※2 状況によって請求に必要な書類等が変わりますので、保険会社の担当者によく聞いて準備してください。

保険金請求

学生支援課に事故について報告し、下記の必要書類をもらうこと。

- ・保険金請求書（兼事故証明書等）
- ・付帯賠償往復事故証明書（往復の場合）

※ 学生が未成年の場合、保険金請求者は、原則として親権者です。

請求書に必要事項を記入し、学生支援課で証明印を押してもらった後、必要書類とともに下記の保険会社に郵送すること。

〒730-8730

広島市八丁堀3-33 広島ビジネスセンター6F

東京海上火災保険株式会社中四国本部

損害サービス部広島損害サービス課

TEL 082-511-9392

保険金受領（口座振込）

※ 提出書類に不備のある場合は、保険会社から連絡がありますので、郵送する等の対応をしてください。